

# 平成23年度 統計法施行状況報告

## (別編) 基本計画 事項別推進状況

### 第2ワーキンググループ（人口・社会統計（国勢統計等）） 審議担当分野（抜粋）

次頁以降の表中における「実施済・検討中等の別」の区分については、以下のとおり。

ア「実施済」：平成23年度末までに、基本計画に掲げられた内容に沿った形で、所要の措置を講じたもの

イ「実施予定①」：平成23年度末までには実施に至らなかったものの、現行の基本計画期間である平成25年度末までには実施済みとなることが見込まれるもの

ウ「実施予定②」：現行の基本計画期間である平成25年度末までに実施することは困難と考えられるものの、次期基本計画期間以降には実施可能と見込まれるもの

エ「実施困難」：検討の結果、基本計画に掲げられた内容に沿った形での実施は困難なもの

オ「検討中」：実施の可否の判断を含め、平成24年度も引き続き検討が必要なもの

カ「継続実施」：「平成〇年度から実施する」のように、基本計画では実施時期に具体的な期限が設定されておらず、毎年度、継続的に措置・取組を講ずることが求められているもの



| 項 目  | 具体的な措置、方策等  | 担当府省  | 実施時期                          |
|--|---|-------|-------------------------------|
| 第2<br>2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項<br>(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備 | ○ 社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準(SNA、ESSPROS(欧州統合社会保護統計制度)、SOCX(OECD社会支出統計)、SHAなど)に基づく統計との整合性の向上について検討する。         | 厚生労働省 | 平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。 |
| (4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上   | ○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計)を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。 | 厚生労働省 | 平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。 |

| 平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・検討中等の別 | 実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等 | 備考 |
|---|------------|-----------------------|----|
| <p>○ 当該課題への対応も含め、社会保障給付費の基幹統計としての指定について、平成 24 年 3 月 16 日に統計委員会に諮問され、平成 24 年 4 月 20 日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。</p> <p>○ 国際比較性の向上という課題に対応するため、OECD 基準表による集計を充実させるとともに、SNA との関係を含めた解説を加えることとし、従来の ILO 基準表による集計と合わせて新たな「社会保障費用統計」を公表することとした。</p>   | 実施済        | —                     |    |
| <p>○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較の可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置付けることを検討するために、有識者を構成員とした「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、開催してきた。</p> <p>第1回 平成 22 年 4 月 26 日<br/>第2回 同 12 月 9 日<br/>第3回 平成 23 年 3 月 14 日(地震の影響により、持ち回り開催に変更)</p> <p>国民医療費及び SHA 手法の現状を踏まえて課題を抽出し、推計手法、推計に当たっての課題等について検討を進め、その結果を基に公的統計として位置付けることについて、平成 23 年 3 月に同検討会から以下の指摘を受けた。</p> <p>(指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民医療費、SHAについては、まずこれらの重要性を社会に認識いただき、その地位が高まって広く活用されることが重要である。</li> <li>・ 公的統計として位置付けることを検討する際には、SHAが民間機関の事業として作成されている状況にあることを考慮する必要がある。SHAの作成を継続して精度の高い統計を作成していくためには、作成主体が国であれ民間であれ、情報、経費及びマンパワーが必要であり、何らかの形で国が関与していく体制を整備する必要がある。</li> <li>・ SHAによる国際比較性を担保した上で、既存の統計を利用していくことが現実的な方向性である。</li> <li>・ 現時点においても様々な課題があり、どれか特定の面だけの観点から公的統計化を一義的に考えるのではなく、新たなデータソースの活用可能性も含め、今後も継続して検討を進めることも必要である。</li> </ul> <p>厚生労働省としても、上記の指摘事項を踏まえ、別途、「厚生労働統計の整備に関する検討会」においても検討をした結果、平成 23 年 12 月に、医療費に関する統計の国際比較可能性の向上のためには、現時点で直ちに公的統計化するのではなく、その前にまず国民医療費を始めとした既存統計において、データ精度を向上させる等の充実を図ることにより、現在作成されているSHAの質の担保に貢献していくことが重要であるとの結論を得た。</p> | 実施済        | —                     |    |

| 項 目  | 具体的な措置、方策等  | 担当府省      | 実施時期                          |
|--|---|-----------|-------------------------------|
| 第2<br>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項<br>(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備 | ○ 配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。                                    | 総務省       | 平成23年中に結論を得る。                 |
|  | ○ 就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。  | 総務省、厚生労働省 | 原則として平成21年中に結論を得る。            |
|  | ○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。   | 厚生労働省     | 平成21年度中に結論を得る。                |
|  | ○ 住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。                          | 総務省       | 平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。 |
|  | ○ 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」について、地方公共団体の意見も聞きつつ、以下の検討を行う。<br>・ 集計の充実(性・年齢各歳別人口、世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数、世帯主との続柄別人口、性・年齢別国籍移動数など)<br>・ 作成時期(現行は3月末)の見直し | 総務省       | 平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。 |
|  | ○ 人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について検討する。  | 厚生労働省     | 平成21年中に結論を得る。                 |

| 平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・検討中等の別         | 実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等                | 備考 |
|--|--------------------|--------------------------------------|----|
| <p>○ 厳しい財政状況の中で新規統計調査を創設することは困難であるが、少子化関連項目について、平成 24 年就業構造基本調査における非求職理由等を把握する調査事項の選択肢の「その他」に含まれていた「出産」を「育児のため」と併せ、「出産・育児のため」として把握できるよう調査票を設計した。</p> <p>なお、全数調査である国勢調査においても、過去、結婚時期や子供の数に係る調査項目は、調査の忌避感や精度の確保が難しいとされており、既存の統計調査でこれら調査項目を把握することは困難である。</p>  | 実施済（一部）及び実施困難（一部）  | —                                    |    |
| <p>○ 就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析するため、平成 24 年就業構造基本調査において育児休業・介護休業等の制度の利用状況等の調査事項を追加した。【総務省（統計局）】</p> <p>○ 就業と結婚等の事項については、関係する統計調査において、従来より調査の企画の際に検討しているものであり、すでに一部の統計調査では以下の事項を把握している。</p> <p>(1) 雇用動向調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において、「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。</li> <li>・ 平成 24 年雇用動向調査（予定）</li> </ul> <p>入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」に関する「結婚・出産・育児・介護」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割する予定。（離職者票の「離職理由」に関する選択肢においては、従来から「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分けている。）</p> <p>(2) 縦断調査（現在、実施している主な調査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21 世紀出生児縦断調査</li> </ul> <p>就業（母親の就業状況）、出産（母親の出産1年前・出産半年後の就業状況）、子育て（子育て費用、子育ての負担感）等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21 世紀成年者縦断調査</li> </ul> <p>就業（就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況）、結婚（結婚の状況、結婚意欲）、出産（出生の状況、男女の出生意欲）、子育て（仕事と子育ての両立支援制度の利用状況）等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中高年者縦断調査</li> </ul> <p>就業（就業の状況、仕事への満足感）、介護（介護の状況、介護時間）等【以上厚生労働省】</p> | 実施済                | —                                    |    |
| <p>○ 21 世紀出生児縦断調査は平成 22 年度に新たなコーホートを追加し、平成 22 年 12 月に調査を実施した。</p> <p>○ 21 世紀成年者縦断調査における新たなコーホートの追加については、平成 24 年度に実施することとしている。</p>  | 実施済（一部）及び実施予定①（一部） | 21 世紀成年者縦断調査については、平成 24 年度調査において実施予定 |    |
| <p>○ 新結果表作成のシステム開発を行い、平成 22 年 2 月に年齢別結果表を公表。市区町村別の結果表については平成 23 年 4 月に公表した。</p>  | 実施済                | —                                    |    |
| <p>○ 基本計画に例示された集計項目や調査基準日の見直しについて、都道府県への意見照会及び全省庁への影響調査（基準調査日）を実施。また、平成 21 年の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳の適用対象に外国人が加わることから、外国人住民に関する集計項目を追加することとした。今後は、意見照会や調査結果等を踏まえ、これらの見直しについて具体的な検討を進め、できるだけ早期に結論を得る予定。</p>   | 検討中                | 平成 25 年度の調査から実施予定                    |    |
| <p>○ 人口動態調査における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について外部有識者の意見を参考に検討し、具体的な措置、方策等として示された統計表について基幹統計調査の変更申請を行い、平成 22 年 8 月 20 日に総務大臣の承認を得て、平成 21 年人口動態統計（確定数）において平成 22 年 9 月 2 日に e-Stat に掲載した。</p> <p>（追加統計表）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（出生）出生数、出生月・母の生年年齢別</li> <li>・（婚姻）婚姻件数、届出月・届出時生年年齢別—夫・妻—</li> <li>・（離婚）離婚件数、届出月・届出時生年年齢別—夫・妻—</li> </ul>  | 実施済                | —                                    |    |

| 項 目  | 具体的な措置、方策等  | 担当府省              | 実施時期                  |
|--|---|-------------------|-----------------------|
| 第2<br>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項<br>(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備 | ○ 家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況のよりの確な把握について検討する。   | 総務省               | 平成23年中に結論を得る。         |
|  | ○ 全国単身世帯収支実態調査におけるモニター方式の調査結果等を分析した上で、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用に関して検討する。  | 総務省               | 平成25年中に結論を得る。         |
|  | ○ 地域コミュニティ活動等に関する統計の整備の観点から社会生活基本調査において、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関する調査項目や集計内容について検討する。  | 総務省               | 平成23年調査の企画時期までに結論を得る。 |
|  | ○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。   | 厚生労働省             | 平成25年調査の企画時期までに結論を得る。 |
|  | ○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。  | 厚生労働省             | 平成23年中に結論を得る。         |
|  | ○ 住宅・土地に関する統計体系について検討する。<br>なお、この検討に当たっては、①住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、②住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、③住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。 | 総務省<br>(関連：国土交通省) | 平成25年調査の企画時期までに結論を得る。 |

| 平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・検討中等の別 | 実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等                                      | 備考 |
|--|------------|--|----|
| <p>○ 平成 22 年度に個計化の状況を把握するためのアンケートを実施。この結果、世帯における家計簿記入者の世帯全体の収入・支出総額の把握状況は、「把握している」及び「把握可能」であるとの回答が全体の9割以上であった。</p> <p>○ 上記のアンケート結果を踏まえ、有識者等を含む家計調査等改善検討会(平成 23 年6月2日開催)において、家計調査では現行の調査方法により、世帯全体の家計の把握は可能との結論を得た。</p> <p>○ 今後は家計調査の精度の維持・向上を図るため、調査票の記入例に世帯全体の収支を漏れなく記入してもらうための注意喚起の文言を盛り込む等、世帯全体の家計収支のよりの確な把握に努める。</p>   | 実施済        | —  |    |
| <p>○ 全国単身世帯収支実態調査の調査結果の分析、平成 21 年全国消費実態調査との統合方法の検討を行い、平成 23 年 12 月に平成 21 年全国消費実態調査との統合集計結果を公表した。</p> <p>平成 24 年度は、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用について、家計調査等改善検討会などで検討予定。</p>   | 検討中        | 家計調査等改善検討会の検討結果等を踏まえ、平成 26 年全国消費実態調査の実施までに結論を得る予定          |    |
| <p>○ 地域コミュニティー活動等に関する統計の整備の観点から、平成 23 年社会生活基本調査において、「ボランティア活動の実施状況」について、NPOや地域に根付いた組織との関わりや、1回の活動当たりの平均時間を把握する調査項目を追加し、平成 23 年 10 月に調査を実施。</p>   | 実施済        | —  |    |
| <p>○ 平成 23 年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかった。このため、平成 25 年調査で実施することは困難な状況である。</p>  | 実施予定②      | 今後、平成 28 年調査で標本規模を拡大すること等について検討                            |    |
| <p>○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることとし、統計委員会(平成 22 年1月 25 日)による審議等を経て、平成 22 年調査(大規模調査)において、所得票と世帯票・健康票をクロス集計した集計表(6表)を拡充し、平成 23 年7月に公表。</p> <p>(追加統計表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯数, 医療費の家計支出額に占める割合・所得金額階級別</li> <li>・高齢者世帯数, 医療費の家計支出に占める割合・所得金額階級別</li> <li>・世帯人員数(6歳以上), 健康意識・生活意識別</li> <li>・世帯人員数(12 歳以上), こころの状態(点数階級)・生活意識別</li> <li>・世帯人員数(15 歳以上), 健康意識・性・生活意識別</li> <li>・世帯数, 医療費の家計支出額に占める割合・生活意識別</li> </ul> | 実施済        | —  |    |
| <p>○ 平成 23 年9月に有識者等を構成員とする「平成 25 年住宅・土地統計調査に関する研究会」を立ち上げ、平成 23 年度中に同研究会を4回開催し、所要の検討を行ったところ。平成 24 年度においても同研究会において引き続き検討を進める予定である。</p>   | 検討中        | 平成 25 年住宅・土地統計調査の実施計画案の策定時期(平成 24 年9月目途)までに最終的な結論を得る予定である。 |    |



| 項 目  | 具体的な措置、方策等   | 担当府省     | 実施時期               |
|--|--|----------|--------------------|
| 第2<br>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項<br>(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 | ○ 暴力行為、不登校、いじめ等の児童生徒の問題行動に関する事項を含む統計調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等)において、より客観的な基準の設定等、統計の比較可能性向上策について検討する。 | 文部科学省    | 平成21年中に結論を得る。      |
|  | ○ 学校保健統計調査において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。     | 文部科学省    | 平成22年中に結論を得る。      |
|  | ○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。                                | 各調査の実施府省 | 原則として平成21年中に結論を得る。 |
|  | ○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえる統計について検討する。   | 文部科学省    | 平成25年中に結論を得る。      |
|  | ○ 学校外学習の実態把握の観点から、子どもの学習費調査において、塾への通学頻度や進路希望などの項目を追加することについて検討する。  | 文部科学省    | 平成22年中に結論を得る。      |

| 平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・検討中等の別 | 実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等 | 備考 |
|--|------------|-----------------------|----|
| <p>○ 平成 20 年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の実施により明らかとなった課題等への対応策について検討し、平成 21 年度調査から改善を図った。</p> <p>〔具体的対応状況〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査票の様式や注記の改善。</li> <li>2 調査項目の重複が見られるものや、統計上比較可能な顕著な差が見られない項目を整理・統合。</li> <li>3 公表実績がなく、予算、分析に活用している実態も無い項目があったため調査項目を削除。</li> <li>4 平成 21 年度から新たに制度として設けたもの(高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談指導を受けている場合の指導要録上の出席扱いについて)があるため調査項目に追加。</li> <li>5 平成 20 年度調査結果を受けて、調査項目の基準や例示を徹底するとともに、各学校の調査担当者を集めた説明会を開催するなど、必要な指導・助言に努めるよう通知を发出。</li> </ol> | 実施済        | —                     |    |
| <p>○ 平成 23 年度には、掲げられた事項以外の調査方法や調査票の改善についても、小児科医や養護教諭などの専門家の団体である財団法人日本学校保健会から意見を聴取した。</p> <p>その際、小児医学の専門家からは、「心の健康」「アレルギー疾患」「生活習慣病」に関し、新しい方法によって調査できないか研究が進められているところであるが、学校現場における対応能力も踏まえつつ、学校健康診断項目として、全児童生徒に一律に実施すべきとするほどには有効性が確認されたものはなく、現時点においては追加すべき項目としては考えにくいとしていることから、対応は困難であるとの結論を得た。</p>   | 実施困難       | —                     |    |
| <p>○ 労働力調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査においては、従前から学歴等の教育関連項目として、「在学、卒業等教育の状況」を設置しており、社会生活や雇用・労働等と教育との関係に関するデータを公表済。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 統計委員会(平成 22 年1月 25 日)による審議を経て、平成 22 年から国民生活基礎調査において、「教育」の項目を追加し、学歴を6区分(小学・中学、高・旧制中、専門学校、短大・高専、大学、大学院)で把握することとした。【厚生労働省】</p> <p>○ 船員労働統計において、船員については、労働環境の特殊性から、雇用・労働等に影響のある事項として大卒・高卒等の学歴よりも、乗船する船舶の規模、教育・訓練の結果としての資格、船員としての経験年数等を把握して公表している。【国土交通省】</p>  | 実施済        | —                     |    |
| <p>○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確に捉える統計の実施は、今後の厳しい財政状況を踏まえると、以下のような状況から実現困難との結論を得た。</p> <p>現在、当省には該当する統計調査がないため、パネル調査の新設が必要となるが、そのための予算を継続的に確保できる見込みが立たない。</p> <p>当省としては、このライフコース全般を的確にとらえた統計の必要性については、その意義を認めるところであるが、同一の調査対象者を継続的に追跡するパネル調査は、行政機関ではなく、むしろ大学などの研究機関において、組織的に実施していただく方が適切であり、かつ、現実的であるとの結論を得た。</p>   | 実施困難       | —                     |    |
| <p>○ 「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」を設置しており、この検討会の意見も踏まえ、本体調査の見直しも行った上で、附帯調査の実施について対応することとしている。</p>   | 実施予定<br>①  | 平成 24 年度中に結論を得る。      |    |

| 項 目  | 具体的な措置、方策等  | 担当府省  | 実施時期                          |
|--|---|-------|-------------------------------|
| 第2<br>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項<br>(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備 | ○ 適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、登録外国人統計(在留外国人統計)及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実について検討する。 | 法務省   | 平成 25 年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る。 |
|  | ○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について検討する。   | 厚生労働省 | 平成 21 年中に結論を得る。               |

| 平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・検討中等の別 | 実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等                                   | 備考 |
|---|------------|---|----|
| <p>○ 平成 24 年7月から新たな在留管理制度が実施されることに備え、平成 23 年度に在留外国人統計及び出入国管理統計を作成するために出力する統計帳票の内容等について検討した。</p>   | 検討中        | 平成 24 年度末までに在留外国人統計及び出入国管理統計に係る集計結果の項目について検討を行い、結論を得る予定 |    |
| <p>○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について外部有識者の意見を参考に検討し、具体的な措置、方策等として示された統計表について、基幹統計調査の変更申請を行い、平成 22 年8月 20 日に総務大臣の承認を得て、平成 21 年人口動態統計(確定数)において平成 22 年9月 2日に e-Stat に掲載した。</p> <p>【追加統計表】<br/>(出生)<br/>【日本における日本人】<br/>①父日本・母外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別<br/>②母日本・父外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別<br/>【日本における外国人】<br/>③出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)・嫡出子一嫡出でない子別<br/>(婚姻)<br/>【日本における日本人】<br/>①夫日本・妻外国の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)<br/>②夫外国・妻日本の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)<br/>【日本における外国人】<br/>③婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)<br/>(離婚)<br/>【日本における日本人】<br/>①夫日本・妻外国の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)<br/>②夫外国・妻日本の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)<br/>【日本における外国人】<br/>③離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)</p> | 実施済        | —   |    |

| 項 目   | 具体的な措置、方策等  | 担当府省      | 実施時期                         |
|---|---|-----------|------------------------------|
| 第2<br>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項<br>(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 | ○ 労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討する。 | 各調査の実施府省  | 原則として平成21年中に結論を得る。           |
|   | ○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。                                    | 総務省、厚生労働省 | 原則として平成21年中に結論を得る。           |
|   | ○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。               | 総務省       | 平成23年調査の企画時期までに結論を得る。        |
|   | ○ 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。   | 厚生労働省     | 平成24年末までに実施する。               |
|   | ○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。                         | 厚生労働省     | ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。 |

| 平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・検討中等の別 | 実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等                      | 備考 |
|--|------------|--|----|
| <p>○ 労働力調査において、有期雇用契約者の総数を把握できるようにするため、従業上の地位における常雇を無期と有期に分割し、平成 25 年1月から調査することとした。</p> <p>また、平成 24 年就業構造基本調査において、従業上の地位に代えて1回当たりの雇用契約期間及び労働契約の更新回数を追加し、調査することとした。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 統計委員会における指摘(「雇用失業統計研究会」(総務省主催)と「厚生労働統計の整備に関する検討会」(厚生労働省主催)の連携要望(第 36 回統計委員会))も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行った。今後についても、総務省における取組を参考に、関係する統計調査において必要な対応について機会を捉えて検討する。</p> <p>○ なお、雇用者に関する用語や概念については、総務省への統計調査の承認申請等の際、必要な調整を実施して整合性を図るように努めていく。【以上厚生労働省】</p>  | 実施済        | —  |    |
| <p>○ 「実労働時間に関するWEBアンケート」の結果を踏まえ、労働力調査において、年ベースの実労働時間の把握に必要な調査項目を追加し、平成 25 年1月から調査することとした。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 統計委員会(平成 22 年1月 25 日)等における審議を経て、平成 22 年国民生活基礎調査(大規模調査)において、1週間の実労働時間を把握することとした。</p> <p>○ 統計委員会における指摘(「雇用失業統計研究会」(総務省主催)と「厚生労働統計の整備に関する検討会」(厚生労働省主催)の連携要望(第 36 回統計委員会))も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行い、総務省における取組を参考に、関係する統計調査における必要な対応について検討することとし、第1回から第3回「雇用失業統計研究会」に参加し、世帯に対する月間労働時間を把握するための方法、労働力調査及び就業構造基本調査(ともに総務省)の調査内容に関する論点整理に加わり、労働力調査における就業日数等の把握について、調査技術的観点から助言を行った。【以上厚生労働省】</p> | 実施済        | —  |    |
| <p>○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、平成 23 年社会生活基本調査において、個人の年間収入や健康状態を把握する調査項目を追加し、実施。</p>   | 実施済        | —  |    |
| <p>○ 労働政策研究・研修機構(JILPT)において当該指標の推計方法の研究を行い、同機構より平成 23 年4月 28 日に研究結果の概要について報道発表、平成 23 年 10 月 21 日に報告書が発行された。今後、当該研究を踏まえ指標の作成・公表について検討を行う。</p>   | 実施予定<br>①  | 平成 24 年中に雇用創出・消失指標を推計、公表する予定               |    |
| <p>○ 事業所・企業データベースにおいては、各事業所毎に固有の事業所コードを付番しており、母集団情報を提供する際に併せて提供している(重複是正のために調査履歴を登録する際、照合キーとして活用される)。</p> <p>今後、ビジネスレジスターの整備状況を踏まえつつ、新データベースを活用した効率的な統計の作成や統計結果データの有効活用等の観点から、共通コードの維持管理方法等について検討を進める予定。</p> <p>なお、事業所・企業データベース研究会の中間とりまとめが平成 22 年 12 月に出され、平成 24 年の試験運用の実施が提言されている。</p> <p>また、各種統計調査のための母集団情報の精度向上のため、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査の調査票情報及び労働保険関係設立届などの行政記録情報を事業所母集団データベースに提供している。</p>  | 検討中        | 今後、ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、共通コードの維持管理方法の検討を行う予定 |    |

| 項 目   | 具体的な措置、方策等  | 担当府省          | 実施時期                               |
|---|---|---------------|------------------------------------|
| 第2<br>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項<br>(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 | ○ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成 24 年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。  | 厚生労働省         | 平成 21 年度から検討を開始し、平成 22 年度までに結論を得る。 |
|   | ○ 労働力調査において既に公表している前月比較による労働力フローのデータに加えて、労働力調査を利用して、性別、年齢別、産業別、職種別に、前年同月時点での就業者又は失業者については現在の就業状態、離職の有無、転職の有無を、前年同月時点で非労働力である者については現在の就業状態を示す分析指標の推計・作成について検討する。 | 総務省           | 平成 25 年度までを目途に結論を得る。               |
|   | ○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。            | 厚生労働省、<br>総務省 | 平成 21 年度から検討する。                    |
| (9) その他   | ○ 平成 22 年国勢調査の実施状況を踏まえ、残された調査実施上の課題について、平成 27 年以降の国勢調査において、更なる改善を図るとともに、調査の内容面について、広く世の中のニーズを踏まえて検討する。  | 総務省           | 平成 27 年調査の企画時期までに結論を得る。            |
|   | ○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成 23 年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。  | 厚生労働省         | 平成 23 年調査の企画時期までに結論を得る。            |
|   | ○ 犯罪被害実態(暗数)調査における標本数の拡充等による精度向上について検討する。   | 法務省           | 平成 24 年調査の企画時期までに結論を得る。            |

| 平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・検討中等の別 | 実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等   | 備考 |
|--|------------|---|----|
| <p>○ 総務省と共同(「厚生労働統計の整備に関する検討会(厚生労働省主催)」及び「雇用失業統計研究会(総務省主催)」)で具体的課題の整理を行い、対応を検討した。</p> <p>統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について整理した。これを受けて、既存調査に加え、雇用構造調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等)において、毎年継続的に調査する事項(就業形態別の労働者割合等)と調査年のテーマに即した調査事項に分けて調査することで対応することとした。</p>               | 実施予定<br>①  | 平成 24 年調査から対応予定   |    |
| <p>○ 平成 22 年度収集した既存の学術研究などの関連情報を基に経常的な集計が可能か否か技術的な面を検討。</p>  | 検討中        | 平成 25 年度末までに実施の可否を含め、結論を得る予定  |    |
| <p>○ 統計局における世帯調査においては、労働力調査により、従前から求職関連項目として求職活動の有無及び求職活動の種類を把握しており、データを公表済。【総務省(統計局)】</p>   | 実施済        | —   |    |
| <p>○ ハローワーク以外のルートも含めた求人数の把握については、平成 21 年度に、諸外国における欠員調査の実施状況を調査したところ、我が国ではこれらの調査と類似の項目として未充足求人雇用動向調査(5人以上、公務を除く 16 大産業)において調査しているが、当該調査では年1回(上半期)のみの把握となる。</p> <p>このため、四半期毎に実施している労働経済動向調査(30人以上、公務を除く 12 大産業)において、平成 25 年2月調査分から、未充足求人の把握が可能か試行的に調査を実施することとする。</p> <p>なお、これらの既存調査において全規模、公務を含む全産業に拡大することは、精度、コスト等の面から困難である。【厚生労働省】</p> | 実施予定<br>①  | 平成 25 年2月調査分から実施予定  |    |
| <p>○ 平成 22 年国勢調査では、東京都においてインターネットを用いた回答方式を導入するなど、調査結果の精度向上に向けた取組を実施し、平成 23 年度には、調査実施状況の概要を取りまとめた。</p> <p>○ 平成 27 年国勢調査についても、平成 23 年度から有識者を含めた「平成 27 年国勢調査の企画に関する検討会」を開催し、円滑な実施に向けた検討を開始するとともに、調査結果の精度向上に向け、インターネットによる回答の推進等について、試験調査等において検証を予定。</p>  | 検討中        | 「平成 27 年国勢調査の企画に関する検討会」や試験調査等の結果を踏まえて検討を進め、平成 27 年国勢調査の実施までに結論を得る予定 |    |
| <p>○ 平成 23 年調査の企画を行い、医療施設調査において医療法に基づく届出のうち「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。</p> <p>○ 平成 22 年 12 月 17 日に統計委員会へ諮問し、第 25、28、29 回人口・社会統計部会による審議を経て、平成 23 年4月 22 日に統計委員会において答申が採択され、平成 23 年度調査から活用を開始した。</p>  | 実施済        | —   |    |
| <p>○ 標本数の拡充は行っていないものの、調査票内容の整理等、回収率向上のための諸対策をすることにより、精度向上を図った。</p>   | 実施済        | —   |    |



| 項 目  | 具体的な措置、方策等   | 担当府省 | 実施時期          |
|--|--|------|---------------|
| 別紙<br>1 指定統計から<br>基幹統計に移行<br>する統計の整備<br>(3) 一定の検討<br>を行う基幹統計 | <p><b>【民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査】</b></p> <p>民間給与実態統計は、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計である。</p> <p>また、地方公務員給与実態調査は、約300万人に及ぶ地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイレズ指数を作成するなど、地方公務員の給与に関する制度や運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行財政運営等に不可欠な統計である。</p> <p>これら二つの統計については、人事院が実施する国家公務員給与等実態調査と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省が関係府省の協力を得て、その位置付けに関して検討を行う。なお、この検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する。また、これら三つの統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であることに留意する。</p> | 総務省  | 平成21年中に結論を得る。 |
|  | <p><b>【船員労働統計】</b></p> <p>船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法(昭和22年法律第49号)ではなく船員法(昭和22年法律第100号)が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和32年以降作成されている。しかし、昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化しており、例えば、昭和49年には、約28万人であった船員数は、平成18年には、約8万人と大きく減少している。</p> <p>他方、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計など、労働の需要側(企業・事業所)の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除かれており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。</p> <p>このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省は、関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行う。</p>   | 総務省  | 平成21年中に結論を得る。 |

| 平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・検討中等の別 | 実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等 | 備考 |
|---|------------|-----------------------|----|
| <p>○ 民間給与実態統計を所管する財務省、地方公務員給与実態調査を所管する総務省及び国家公務員給与等実態調査を所管する人事院の協力を得て、三統計の整理を行った。</p> <p>○ 三統計については、今後とも、それぞれの調査によって作成される別々の統計としての位置付けを維持することが合理的との結論を得た。</p> <p>○ なお、この方針については、内閣府統計委員会における平成 21 年度統計法施行状況審議でも、特段の指摘はなかった。</p>   | 実施済        | —                     |    |
| <p>○ 船員労働統計を所管する国土交通省、及び毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計を所管する厚生労働省の協力を得て、検討を行った。</p> <p>○ 船員労働統計については、従前同様、船員労働統計調査に基づいて作成される独立した統計として扱うことが、統計の内容としても明確であり、合理的であるとの結論を得た。なお、船員に関する統計と陸上労働者に関する統計の一体的な利用については、一定の対応がなされていると考えられる。</p> <p>○ なお、この方針については、内閣府統計委員会における平成 21 年度統計法施行状況審議でも、特段の指摘はなかった。</p> | 実施済        | —                     |    |

| 項 目                      | 具体的な措置、方策等  | 担当府省  | 実施時期   |
|--------------------------|---|-------|--|
| 別紙<br>2 新たに基幹統計として整備する統計 | <p><b>【現在推計人口(加)】</b><br/> 現在推計人口は、国勢調査の合間の時点について、月別、年次別に推計される人口統計であって、全国人口については、国勢統計、人口動態調査、外国人統計及び国際人口移動統計を用いて、都道府県別人口については、それらに加えて国内人口移動統計を用いて作成される加工統計であり、各種政策を策定する上での基礎データや(人口当たりの)統計指標の分母人口として活用されている。<br/> なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、外国人統計、人口移動統計等の関連する人口統計との連携や精度の向上等を図る。</p> | 総務省   | 平成 23 年度までの整備に向けて、平成 22 年度から所要の準備を開始する。        |
|                          | <p><b>【完全生命表／簡易生命表(加)】</b><br/> 国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。</p>   | 厚生労働省 | 平成 22 年度までの整備に向けて、平成 21 年度から所要の準備を開始する。        |
|                          | <p><b>【社会保障給付費(加)】</b><br/> ILOが国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されている。<br/> なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図る。</p>              | 厚生労働省 | 別表の第2の2(3)及び(4)に掲げられた課題の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に整備する。 |

| 平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・検討中等の別 | 実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等                                      | 備考 |
|---|------------|--|----|
| <p>○ 基本計画決定後に行われた住民基本台帳法改正に伴い、新たに外国人住民の登録が平成 24 年7月以降順次行われるなど、人口推計の方法等に関連する制度の変更がなされることから、その状況を踏まえつつ、基幹統計化の検討を進めることとした。</p>   | 検討中        | 平成 24 年7月からの外国人住民の登録の状況を踏まえ、引き続き検討を進め、平成 25 年度中を目途に結論を得る予定 |    |
| <p>○ 生命表(完全生命表及び簡易生命表)の基幹統計としての指定について、平成22年11月19日に統計委員会に諮問され、同委員会人口・社会統計部会による審議を経て、平成 23 年1月 26 日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。</p> <p>○ その後、平成23年2月17日付けで基幹統計として指定され、同年3月2日の総務省告示第 70 号により、その旨が公示された(平成 23 年度に公表するものから適用)。</p> | 実施済        | —  |    |
| <p>○ 社会保障給付費の基幹統計としての指定について、平成 24 年3月 16 日に統計委員会に諮問され、平成 24 年4月 20 日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。</p> <p>○ その後、基幹統計としての指定等に向けた手続を行っているところ。</p>   | 実施予定<br>①  | 平成 24 年7月を目途に、基幹統計としての指定の告示を行う予定                           |    |

## 参考

| 項 目  | 具体的な措置、方策等   | 担当府省 | 実施時期              |
|--|--|------|-------------------|
| 第2<br>2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項<br>(7) 統計基準の設定 | <p>○ 日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。</p> <p>なお、設定を行う場合には、中央生産物分類(CPC)との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。</p> | 総務省  | 平成 23 年度までに結論を得る。 |

| 平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・<br>検討中等<br>の別 | 実施予定・検討中<br>とした事項の今後<br>の見通し等 | 備考  |
|---|--------------------|-------------------------------|---|
| <p>○ 日本標準商品分類については、統計分類専門会議における検討を平成 22 年 12 月に開始し、関係府省及び学識経験者により、統計基準設定の必要性や新たな商品分類の在り方等について検討した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国における経済統計調査の多くは産業分野ごとの調査であり、他の統計調査が対象とする産業分野の商品と比較する機会が多くないこと、</li> <li>・ 国民経済計算の精度向上の観点から構築される商品分類体系は、国民経済計算推計に利用される一次統計側の各行政ニーズから見た分類体系と必ずしも一致するものではなく、また、前者の分類体系を、国民経済計算推計に利用されない統計をも適用対象に含めた統一的な基準とする必要性が高くないこと、</li> <li>・ 現状では、商品に係る統計データに対して国際的に求められる詳細度が低く、CPC 等の国際分類と整合的な国内分類を構築することは喫緊の課題ではないこと、</li> </ul> <p>から、現時点では統計基準化の必要性が乏しいと判断されるため、統計基準としての設定は行わない、との結論を得た。</p> <p>ただし、現行の日本標準商品分類については、前回の改定から長期間経過していることから、現在の商品事情に照らして内容を見直すことが考えられ、これまでの議論を踏まえ、平成 25 年頃から 27 年にかけて検討を行うこととしたい。</p> <p>○ また、従業上の地位に係る分類の在り方の検討については、総務省政策統括官(統計基準担当)が総務省統計局及び厚生労働省から情報提供等の協力を得て検討を行ってきた。その結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国の各統計調査における区分は、「従業上の地位に関する国際分類」(ILO)におおむね従っていること、</li> <li>・ 我が国の各統計調査における区分は、統計調査の対象や目的、区分の視点の違いに対応したものであり、これによって多様な分析を可能としている面もあること、</li> </ul> <p>から、従業上の地位に係る分類をあえて統計基準として設定する意義及び必要性は低い、との結論を得た。</p> | 実施済                | —                             | <p>今後は、統計における従業上の地位に係る用語、分類と労働行政における用語、概念の整合性及び労働行政に必要な統計の継続的な把握について、関係省において検討することが必要である。</p> |